

目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等

第1節 環境影響評価調査計画書の作成等(第4条 第8条の2)

第2節 環境影響評価準備書の作成等(第9条 第17条)

第3節 環境影響評価書の作成等(第18条 第20条)

第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等(第21条
第24条)

第5節 対象事業の実施等(第25条 第30条)

第6節 事後調査書の作成等(第30条の2 第30条の6)

第7節 都市計画に係る対象事業に関する特例(第31条)

第3章 環境影響評価法との関係等(第31条の2 第31条の4)

第4章 雑則(第32条 第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施前にその事業に係る環境影響評価を行い、及びその事業の実施以後にその事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行うことが、環境の保全を図る上で極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査に関し、その手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象事業 別表に掲げる事業で、その実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。
- 二 事業者 対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

（県等の責務）

第3条 県、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続等が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等

第1節 環境影響評価調査計画書の作成等

（調査計画書の作成等）

第4条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響（当該対象事業の実施後の土地（当該対象事業以外の対象事業の用に供するものを除く。）又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下「対象事業の実施による影響」という。）について調査を行うための環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の調査計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の目的及び概要
- 三 調査項目
- 四 調査方法
- 五 環境の保全についての配慮事項

3 事業者は、調査計画書を作成したときは、調査計画書、これを要約した書類（次条及び第6条においてこれらを「調査計画書等」という。）規則で定める環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類その他規則で定める物を知事に提出しなければならない。

（関係地域の決定等）

第5条 知事は、前条第3項の規定による調査計画書等及び地域を記載した書類の提出があつたときは、速やかに、事業者の意見を聴いた上、同項の規則で定める基準

に該当する地域を定め、これを事業者に通知するものとする。

(調査計画書等の公告及び縦覧等)

第6条 知事は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、同条の規定により定めた地域(以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に調査計画書等の写し及び関係地域を記載した書類を送付するとともに、調査計画書等の提出があった旨及び関係地域が所在する市町村(以下「関係市町村」という。)縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該調査計画書等の写し及び関係地域を記載した書類を公告の日から1月間規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により調査計画書等を公表しなければならない。

(調査計画書説明会の開催等)

第6条の2 事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、関係市町村において、調査計画書の内容について周知を図るための説明会(以下この条において「調査計画書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該関係市町村内に調査計画書説明会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において調査計画書説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、知事と協議して、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、調査計画書説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、調査計画書説明会の開催予定の日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これらを公告しなければならない。

3 事業者は、規則で定めるその責めに帰することのできない理由で前項の規定により公告した調査計画書説明会を開催することができない場合には、当該調査計画書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、調査計画書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

4 事業者は、調査計画書説明会を開催したときはその概要を、調査計画書説明会を開催しなかったときはその理由及び周知の方法を、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

(調査計画書に対する意見書の提出等)

第7条 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第6条第1項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間

を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 事業者は、前項の期間を経過したときは、同項の意見書に記載された意見の概要を記載した書面を知事及び関係市町村長に送付しなければならない。
- 3 第1項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(知事の意見)

第8条 知事は、前条第2項の規定による書面の送付を受けた日の翌日から起算して1月間を経過する日までの間に、関係市町村長の意見を聴いた上、事業者に対し、調査計画書について環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

- 2 知事は、前項の意見を述べる場合において必要があると認めるときは、埼玉県環境影響評価技術審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(環境影響評価の調査項目等の選定)

第8条の2 事業者は、前条第1項に規定する知事の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第7条第1項の意見に配意して第4条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の調査項目及び調査方法を選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

第2節 環境影響評価準備書の作成等

(準備書の作成)

第9条 事業者は、第8条第1項に規定する知事の意見が述べられた後(同項に規定する知事の意見が述べられないときは、同項の期間を経過した日以後) 対象事業の実施による影響について調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 関係地域
- 四 第7条第1項の意見書に記載された意見の概要
- 五 第8条第1項に規定する知事の意見
- 六 前2号の意見についての事業者の見解
- 七 環境影響評価の調査項目及び調査方法

- 八 前条第2項の助言がある場合には、その内容
- 九 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の調査項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず対象事業の実施による影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
- 十 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
- 十一 対象事業の実施による影響の総合的な評価
- 十二 事後調査の計画
- 十三 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（技術指針）

- 第10条 前条の規定による調査等は、知事が別に定める技術上の指針（以下この条において「技術指針」という。）に従って行うものとする。
- 2 技術指針においては、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業の実施による影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査等の項目及び対象事業の実施による影響を明らかにするための合理的な調査等の技術的方法並びに環境の保全のための措置に関する事項を定めるものとする。
 - 3 知事は、技術指針について、常に科学的判断を加え、必要な改定を行わなければならない。
 - 4 知事は、技術指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

（準備書等の提出）

- 第11条 事業者は、準備書を作成したときは、当該対象事業の実施に係る許可の申請その他の規則で定める行為（二以上の行為がある場合には、最初に行われる行為）の前までに、準備書、これを要約した書類（以下「準備書等」という。）その他規則で定める物を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

（準備書等の公告及び縦覧等）

- 第12条 知事は、前条の規定による提出があったときは、遅滞なく、当該対象事業の実施について許認可等（法令の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為をいう。第20条において同じ。）を行う者に、準備書等の写しを送付するとともに、前条の規定による提出があった旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、準備書等の写しを公告の日から1月間規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、準備書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第12条第1項」と、「調査計画書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催等)

第13条 事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、関係市町村ごとに、準備書の内容について周知を図るための説明会(以下この条において「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該関係市町村内に準備書説明会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において準備書説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、知事と協議して、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

2 第6条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第3項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「調査計画書の」とあるのは「準備書の」と、同条第4項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書に対する意見書の提出等)

第14条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第12条第1項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 事業者は、前項の期間を経過したときは、同項の意見書の提出状況を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

3 第1項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(見解書の作成等)

第15条 事業者は、前条第1項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見に対する事業者の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を、当該意見書を提出した者に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、同項の規定による見解書の送付が著しく困難な場合であって知事の承認を得たときは、規則で定めるところにより、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、見解書の写しを公告の日から1月間縦覧に供することにより、同項の規定による見解書の送付に代えることができる。

3 事業者は、第1項の規定による見解書の送付を完了したとき又は前項の規定による承認を受けたときは、速やかに、当該意見書の写し及び見解書の写しを知事及び

関係市町村長に送付しなければならない。

(知事意見書の作成等)

第 16 条 知事は、前条第 3 項の規定による意見書の写し及び見解書の写しの送付を受けた日 (第 14 条第 1 項の規定による意見書の提出がない場合にあつては、同条第 2 項の規定による報告を受けた日) から 5 月以内に、準備書について環境の保全の見地からの意見を記載した書面 (以下「知事意見書」という。) を作成し、これを事業者に送付するものとする。

(公聴会の開催等)

第 17 条 知事は、前条の知事意見書を作成する場合においては、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催するとともに、関係市町村長及び審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の公聴会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 節 環境影響評価書の作成等

(評価書の作成等)

第 18 条 事業者は、第 16 条の規定による知事意見書の送付を受けた後 (知事意見書の送付がないときは、同条の期間を経過した日以後)、準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書 (以下「評価書」という。) を作成しなければならない。

- 一 第 9 条各号に掲げる事項
- 二 第 14 条第 1 項の意見書に記載された意見の概要
- 三 知事意見書に記載された意見
- 四 前 2 号の意見についての事業者の見解

2 事業者は、評価書を作成したときは、評価書、これを要約した書類 (以下「評価書等」という。) その他規則で定める物を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

(評価書等の公告及び縦覧)

第 19 条 知事は、前条第 2 項の規定による提出があつたときは、遅滞なく、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、評価書等の写しを公告の日から 2 週間規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

2 第 6 条第 2 項の規定は、評価書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第 19 条第 1 項」と、「調査計画書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(配慮の要請等)

第 20 条 知事は、前条第 1 項の規定による公告の日までに、当該対象事業の実施について許認可等を行う者に対し、評価書等の写しを送付するとともに、許認可等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

第 4 節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等

(調査計画書及び準備書の変更)

第 21 条 第 4 条第 3 項の規定による調査計画書の提出後第 18 条第 1 項の規定による評価書の作成までの間において、事業者が調査計画書又は準備書についてその記載事項(第 4 条第 2 項第 1 号並びに第 9 条第 1 号、第 8 号及び第 13 号に掲げる事項を除く。)の内容を変更する必要があると認めるときは、その変更する部分に係る環境影響評価に関する手続その他の行為(以下この節及び次節において「手続等」という。)は、第 4 条から第 18 条までの規定の例により行うものとする。ただし、当該事業者は、規則で定める書類を提出して知事の承認を受け、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

2 第 8 条第 2 項の規定は、知事が前項ただし書の承認をする場合について準用する。

3 知事は、第 1 項ただし書の承認をしたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

4 第 1 項ただし書の承認を受けた事業者は、当該承認の内容を調査計画書、準備書等又は評価書等に記載しなければならない。

(代表者を定めた場合等の特例)

第 22 条 知事は、一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者に対し、これらの対象事業について、併せて、第 4 条から前条までの規定による手続等を行うよう求めることができる。

2 二以上の事業者が一の対象事業又は相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該一の対象事業について、又は当該二以上の対象事業について、併せて、第 4 条から前条までの規定による手続等を行うものとする。

(対象事業の廃止の届出等)

第 23 条 第 4 条第 3 項の規定による調査計画書の提出後対象事業に着手するまでの間において、事業者が、対象事業を実施しないこととした場合、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、事業者は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

- 3 知事は、第6条第1項の規定による公告の日以後において第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を公告しなければならない。
- 4 第1項の場合において、事業者が対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、前項の規定による公告の日以前に、当該事業者が行った手続等は新たに対象事業の実施を引き継いだ者が行ったものとみなし、当該事業者について行われた手続等は新たに対象事業の実施を引き継いだ者について行われたものとみなす。

(対象事業を実施しないこととみなす場合)

第24条 事業者が第12条第1項の規定による公告の日(第21条第1項の規定により第12条第1項の規定の例による公告を行う場合にあっては、当該公告の日)から3年以内に当該対象事業に係る評価書を知事に提出しないときは、前条第1項の規定による対象事業を実施しないこととした旨の届出がなされたものとみなす。同条第2項及び第3項の規定は、この場合について準用する。

第5節 対象事業の実施等

(対象事業の実施の制限)

第25条 事業者は、第19条第1項の縦覧期間満了の日までは、当該対象事業を実施してはならない。

(対象事業の内容の変更等)

第26条 事業者が評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業については、第1節から前節までの規定による手続等を行わなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合であって、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 第8条第2項の規定は、知事が前項ただし書の承認をする場合について準用する。
- 3 知事は、第1項ただし書の承認をしたときは、その旨を関係市町村長に通知するとともに、必要があると認めるときは、当該変更の内容について公告するものとする。

(評価書の公告後における環境影響評価の手続の再実施)

第26条の2 知事は、第19条第1項の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第9条第7号又は第9号から第12号までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の対象事業について、更に第1節から前節までの規定の例による手続等を行うよう求めることができる。

(対象事業の実施に当たっての配慮)

第27条 事業者は、対象事業の実施に当たっては、評価書の内容に十分配慮し、環境の保全に努めなければならない。

(対象事業の着手の届出等)

第28条 事業者は、対象事業に着手したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 事業者は、対象事業に着手してからこれを完了するまでの間、評価書に記載された環境の保全のための措置について、規則で定めるところによりその実施状況を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の期間において、環境の保全の見地から特に必要があると認めるときは、事業者に対し、対象事業の実施による影響について報告を求めることができる。

4 事業者は、対象事業が完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、第1項及び前項の規定による届出を受けたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(対象事業の中止の届出等)

第29条 事業者は、前条第2項の期間において、対象事業を中止した場合、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業を他の者に引き継いだ場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第23条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第3項中「第6条第1項の規定による公告の日以後において第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第29条第1項」と、「対象事業の実施」とあるのは「対象事業」と、「前項の規定による公告の日」とあるのは「同項の規定による届出のあった日」と読み替えるものとする。

(事業者の氏名等の変更の届出等)

第30条 事業者は、氏名若しくは住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地)又は第9条第13号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

第6節 事後調査書の作成等

(事後調査書の作成等)

第30条の2 事業者は、評価書に記載した事後調査の計画に従って事後調査を行い、その結果を記載した事後調査書を作成しなければならない。

- 2 事業者は、事後調査書を作成したときは、事後調査書、これを要約した書類(以下「事後調査書等」という。)その他規則で定める物を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

(事後調査書等の公告及び縦覧)

第30条の3 知事は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、事後調査書等の写しを公告の日から1月間規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、事後調査書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第30条の3第1項」と、「調査計画書等」とあるのは「事後調査書等」と読み替えるものとする。

(事後調査書に対する意見書の提出)

第30条の4 事後調査書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 一 事後調査書の内容が、評価書に記載された予測又は評価の結果と明らかに異なる内容である場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、環境の保全に著しい支障を来すおそれがあると認められる場合

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業者の見解の聴取)

第30条の5 知事は、前条第1項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを事業者に送付するとともに、事業者の見解を聴くものとする。

(事後調査書に対する意見等)

第30条の6 知事は、前条の事業者の見解を聴いた日から2月以内に、関係市町村長の意見を聴いた上、事業者に対し、事後調査書について環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の意見を述べる場合について準用する。
- 3 知事は、第1項の意見を述べたときは、その旨を関係市町村長に通知するとともに、当該意見の内容について公告するものとする。

第7節 都市計画に係る対象事業に関する特例

第31条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、第1節から前節までの規定により行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業の事業者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における第1節から前節までの規定の適用については、別に規則で定める。

第3章 環境影響評価法との関係等

（環境影響評価法との関係）

第31条の2 前章（第28条及び第30条の2から第30条の6までを除く。）及び次章（第37条を除く。）の規定は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）については、適用しない。

（法の規定により知事が意見を述べる手続）

第31条の3 知事は、法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により配慮書の案又は配慮書について意見を求められた場合は、審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第4条第2項の規定により意見及びその理由を述べる場合においては、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 第8条第2項の規定は、法第10条第1項又は第5項の規定により知事が方法書について環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

4 第17条の規定は、法第20条第1項又は第5項の規定により知事が準備書について環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

（法の手続との調整）

第31条の4 法対象事業に該当する事業が、法対象事業に該当しないこととなった場合で、対象事業に該当することとなったときは、法の定めるところに従って作成された書類は、この条例の定めるところに従って作成された書類とみなす。

2 法対象事業を実施する者が作成した法第38条の2第1項に規定する報告書は、

第30条の2第1項に規定する事後調査書とみなす。

第4章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は都市計画決定権者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に対象事業が実施される区域若しくは事業者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査への協力要請)

第33条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地に調査を行うため、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第34条 次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 事業者が第25条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

二 事業者がこの条例の規定に違反して環境影響評価又は事後調査に関する手続その他の行為を行わないとき(前号に掲げる場合を除く。)

三 事業者が第32条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求めに応じないとき、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 対象事業が評価書に記載された当該対象事業の内容と明らかに異なる内容で実施されている場合であって、その実施により環境の保全に著しい支障を来すおそれがあると認められるとき。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(情報の収集等)

第34条の2 県は、市町村、事業者及び県民が、環境影響評価及び事後調査に関す

る手続その他の行為を適切かつ円滑に行うことができるよう、環境影響評価及び事後調査に関する情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(調査研究)

第35条 知事は、第28条第4項の規定による届出を受けた対象事業のうち必要があると認めるものについて、その実施による影響の実態を調査研究し、環境影響評価に関する技術の向上に努めるものとする。

(隣接都県の知事との協議)

第36条 知事は、第5条の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、その地域における環境影響評価の実施について、その地域を管轄する都県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第37条 市町村が対象事業又は法対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関する条例を定めており、かつ、この条例と同等以上の環境影響評価及び事後調査が行われると知事が認めるときは、この条例の規定は適用しない。ただし、対象事業又は法対象事業を実施する区域が二以上の市町村にわたるときは、この限りでない。

(適用除外)

第38条 この条例の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(経過措置)

第39条 この条例に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第10条の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第11条に規定する規則で定める行為がなされた事業でこの条例の施行の際対象事業に該当し、施行日以後実施されるものについては、この条例の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際対象事業(知事の定める措置により相当手続等を行うものとされている事業を除く。)に該当し、施行日から1年以内に第11条に規定する規則で定める行為がなされるものについては、この条例の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際対象事業について知事の定める措置により相当手続等が行われている場合には、本則の規定にかかわらず、施行日以後も、引き続き当該措置の定めるところに従って相当手続等を行うものとする。

附 則(平成10年12月25日条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の埼玉県環境影響評価条例(以下「改正前の条例」という。)第11条の規定による準備書の提出がなされた対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定によってした環境影響評価に関する手続その他の行為(改正前の条例第11条の規定による準備書の提出がなされていない対象事業に係るものに限る。)は、この条例による改正後の埼玉県環境影響評価条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成12年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第31条の3の改正規定は、同年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の第6条の規定による調査計画書(埼玉県環境影響評価条例第4条第1項に規定する環境影響評価調査計画書をいう。以下同じ。)の縦覧については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第2項(改正後の第12条第2項、第19条第2項及び第30条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び施行日以後に開始する縦覧(次項において「施行日以後の公告及び縦覧」という。)に係る調査計画書、埼玉県環境影響評価条例第9条に規定する環境影響評価準備書、同条例第18条第1項に規定する環境影響評価書又は同条例第30条の2第1項に規定する事後調査書について適用する。
- 4 改正後の第6条の2の規定は、施行日以後の公告及び縦覧に係る調査計画書について適用する。
- 5 施行日前に環境影響評価法(平成9年法律第81号)第21条第2項に規定する環境影響評価書の公告をし、及び縦覧を開始した法対象事業(埼玉県環境影響評価条例第31条の2に規定する法対象事業をいう。)を実施する者に対する同条例第30条の2第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年10月16日条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の埼玉県環境影響評価条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第18条第2項の規定による環境影響評価書の提出がなされる対象事業について適用し、その他の対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

- 1 道路の新設及び改築
- 2 ダム又は放水路の新築
- 3 鉄道又は軌道の建設及び改良
- 4 飛行場の設置及びその施設の変更
- 5 工場の設置及びその施設の変更
- 6 廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更
- 7 下水道終末処理場の設置及びその施設の変更
- 8 高層建築物の建築
- 9 住宅団地の造成
- 10 工業団地の造成
- 11 研究所用地の造成
- 12 流通業務施設用地の造成
- 13 スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成
- 14 墓地又は墓園の造成
- 15 学校用地の造成
- 16 浄水施設用地の造成
- 17 変電所用地の造成
- 18 土石の採取
- 19 複合事業（第9号から第13号に掲げる事業のいずれか二以上の事業が併せて一の事業として行われるものをいう。）
- 20 土地区画整理事業
- 21 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業